かわさき労働情報

Kawasaki Labor Information

2026
11
No.2191

特集

女性の健康から考える人的資本経営
～女性活躍推進法施行から10年～

川崎市からのお知らせ【P.4～6】

今月のトピックス【P.6～】

- 新型コロナウイルス感染症の罹患後症状でお困りの方へ
- 労働相談トピックス
- フリーランスとして業務を行う方・フリーランスの方に業務を委託する事業者の方等へ
- 11月は「労働保険未手続事業一掃強化期間」です
- 県立東部総合職業技術校（かなテクカレッジ東部）令和９年４月生（Ⅰ期）募集のお知らせ
- 11月は「しわ寄せ」防止キャンペーン月間です
- しごとより、いのち。～11月は「過労死等防止啓発月間」です～

主要労働経済指標【P.10】

労働相談Q＆A【P.11】



Colors, Future!
いろいろって、未来。
川崎市

労働情報をウェブで見るには？
川崎市ホームページ
かわさき労働情報　検索

女性の健康から考える人的資本経営
～女性活躍推進法施行から10年～

特定社会保険労務士　磯部　香

2016年に施行された女性活躍推進法は、施行から10年を迎えました。この間、企業では女性の採用・登用の拡大や両立支援など、女性が活躍できる職場づくりが進められてきました。一方で、女性が働き続け、その能力を十分に発揮するためには、制度や働き方だけでなく、「健康」という視点も欠かせません。



2026年4月からの改正女性活躍推進法では、女性の健康上の特性に配慮した取組が、企業における女性活躍推進の重要なテーマとして位置付けられました。女性活躍をめぐる議論は「活躍の機会を広げる」段階から、「活躍し続けられる環境を整える」段階へと進んでいます。こうした動きは、従業員一人ひとりの能力発揮を重視する「人的資本経営」の考え方とも重なります。

① 女性の健康は企業経営にも影響する

月経困難症や更年期症状、不妊治療など、女性にはライフステージごとにさまざまな健康課題があります。これらは外見から分かりにくく、個人差も大きいため、仕事への影響が見過ごされることも少なくありません。しかし、健康上の不調は就業継続だけでなく、仕事のパフォーマンスやキャリア形成にも影響します。経済産業省の試算では、月経困難症や更年期症状、不妊治療などの女性特有の健康課題による経済損失は、社会全体で年間約3.4兆円に上るとされています。近年は、女性の健康支援を福利厚生ではなく、人材確保や定着、生産性向上につながる経営課題として捉える企業も増えています。人手不足が続く中、従業員の離職防止や能力発揮は、多くの企業にとって共通の課題です。女性の健康課題への理解を深めることは、働きやすい職場づくりを通じて、人材の確保・定着につながる取組ともいえるでしょう。

② 「欠勤」だけでは見えない損失

健康課題による企業への影響は、「アブセンティーズム」と「プレゼンティーズム」の二つの視点で考えることができます。

	アブセンティーズム	プレゼンティーズム
状態	体調不良による欠勤・休職	出勤しているが、体調不良等で十分に能力を発揮できない
見え方	「休んでいる」ため把握しやすい	「出勤している」ため見えにくい
企業への影響	労働力の一時的な喪失	生産性・パフォーマンスへの影響
大切な視点	休める環境	力を発揮できる環境

「アブセンティーズム」とは、病気や体調不良による欠勤です。「プレゼンティーズム」とは、出勤しているものの、体調不良などによって本来の能力を十分に発揮できていない状態をいいます。女性の健康課題では、無理をして出勤しているケースもあります。

企業にとって重要なのは、「休んでいないから問題ない」のではなく、「その人が持つ力を十分に発揮できているか」という視点です。生産性や人材定着に影響することを考えれば、健康課題への対応は人への配慮にとどまらず、企業経営そのものに関わる課題といえるでしょう。



コラム

健康課題を見えにくくするアンコンシャス・バイアス

女性の健康課題への対応を考える際には、「アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）」にも注意が必要です。こうした思い込みは、悪意がなくても、相談のしづらさや制度利用のためらいにつながることがあります。

思い込み	起こり得る影響
体調のことは個人の問題	相談しづらい
配慮は特別扱いになる	制度の利用をためらう
女性は管理職を望まない	成長機会の減少
忙しい仕事は任せにくい	昇進機会の偏り

こうした思い込みに気付くことも、誰もが能力を発揮できる職場づくりの第一歩です。

③ 女性活躍から人的資本経営

女性には月経や更年期などの健康課題がありますが、男性にも生活習慣病やメンタルヘルス、男性更年期など、就業に影響する健康課題があります。大切なのは、女性特有の健康課題への理解を深めることをきっかけに、性別にかかわらず、健康上の事情を抱えたときに安心して相談でき、働き続けられる職場をつくることです。

人的資本経営の本質も、従業員一人ひとりが持てる力を発揮できる環境を整え、その力を企業の成長につなげることにあります。例えば、

- 管理職の理解促進
- 相談しやすい職場風土づくり
- 柔軟な働き方の活用
- 健康情報を含む個人情報の適切な取扱い　といった日々の取組も、その重要な一歩です。

そのためには、制度を整えるだけでなく、日頃から上司と部下がコミュニケーションを取り、体調や働き方について相談しやすい関係性を築くことも重要です。中小企業では、一人ひとりの事情に応じた柔軟な対応がしやすいという強みもあります。

④「えるぼしプラス」の創設を職場づくりのきっかけに

2026年4月からは、女性活躍推進に積極的に取り組む企業を国が認定する従来の「えるぼし認定」「プラチナえるぼし認定」に加え、「えるぼしプラス」「プラチナえるぼしプラス」という新たな認定制度も加わりました。認定取得を目指す過程で、健康課題への理解は十分か・相談しやすい職場になっているか・制度は利用しやすいか・管理職は適切に対応できるか、といった視点から、自社の職場環境を見直すこともできます。「えるぼしプラス」の創設を一つのきっかけとして、女性の健康を含めた「人が力を発揮できる職場づくり」を考えてみてはいかがでしょうか。

⑤ 女性活躍の次の10年へ

女性活躍推進法の10年は、「活躍の場を広げる10年」から、「誰もが持てる力を発揮できる職場をつくる10年」へ移り変わりつつあります。女性の健康という身近なテーマは、人が力を発揮できる職場づくりを考えるきっかけでもあります。人を大切にすることと企業の成長は決して別のものではありません。女性活躍の次の10年を、「人が力を発揮できる職場づくり」の10年として考えてみてはいかがでしょうか。

参考：女性活躍推進法特集ページ｜厚生労働省
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091025.html



川崎アゼリア東広場にて街頭労働相談を開催します!!

賃金未払い、労働条件、退職や解雇、パートや派遣労働のトラブル、職場のいじめ・パワハラ等に関するさまざまな労働問題等について、秘密厳守・無料でご相談に応じます。また、労働関係資料の配布も行いますので、お気軽にお立ち寄りください。





日　時　令和８年11月18日(水) 11時～18時
会　場　JR川崎駅　川崎アゼリア東広場
相談員　かながわ労働センター職員・弁護士・社会保険労務士
主　催　神奈川県／川崎市
※弁護士相談（無料）は13時30分～16時30分（予約制・１人40分以内）
予約先：かながわ労働センター川崎支所
電話　044-833-3141（平日９時～ 16時30分　※12時～ 13時除く）



労働相談等のお知らせ

秘密厳守 相談無料

●夜間労働相談　＜事前予約制＞

日中の相談が困難な方のために、職員による労働相談を実施しています。電話や来所による相談を受け付けています。電話又はホームページからご予約ください。

日　時　令和８年11月19日(木)　17時～19時30分(１人45分以内)
原則、毎月第３木曜日(平日のみ)
会　場　かながわ労働センター川崎支所　　**主　催**　神奈川県／川崎市

●弁護士労働相談　＜事前予約制＞

労働問題に関する高度な法律問題について、専門の弁護士が相談に応じています。電話にてご予約ください。

日　時　令和８年11月24日(火)　13時30分～16時30分(１人40分以内)
原則、毎月第４火曜日(平日のみ)
会　場　かながわ労働センター川崎支所　　**主　催**　神奈川県／川崎市

●仕事と育児の両立応援カウンセリング　＜事前予約制＞

仕事と育児の両立やキャリアの悩みなど、働くママやパパ、プレママ・プレパパのご相談に、専門の女性カウンセラーがお応えします。ホームページからご予約ください。
※生後６か月から６歳(就学前)までのお子さまを、カウンセリング中に無料でお預かりします。

日　時　令和８年11月17日(火)　13時～16時(１人50分以内)
会　場　かながわ労働センター川崎支所　　**主　催**　神奈川県
申込方法　右の二次元コードからお申し込みください。

▲かながわ労働センター川崎支所ホームページ

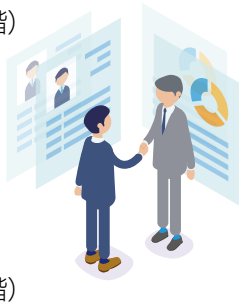


【問合せ】神奈川県かながわ労働センター川崎支所
〒213-0001　川崎市高津区溝口1-6-12リンクス溝の口１階
(JR武蔵溝ノ口駅、東急溝の口駅から徒歩５分)
電話　044-833-3141　FAX　044-833-0180

【参加企業募集】多様な人材確保のためのマッチングイベントのご案内

学生・若年求職者向け合同企業説明会

日　時　令和９年３月11日(木)　13時30分～16時(仮)
会　場　川崎市コンベンションホール
(川崎市中原区小杉町2-276-1 パークシティ武蔵小杉 ザ ガーデン タワーズイースト２階)
定　員　50社　※申込多数の場合は全体のバランス等を考慮の上、決定します。
申込期間　令和８年11月中旬～12月中旬頃(予定)
参加対象者　大学等を2028年３月に卒業予定の学生、もしくはおおむね34歳以下の求職者



若年者の採用ノウハウ支援に係る企業向けセミナー(仮)

日　時　令和９年３月11日(木)　11時30分～12時30分(仮)
会　場　川崎市コンベンションホール
(川崎市中原区小杉町2-276-1 パークシティ武蔵小杉 ザ ガーデン タワーズイースト２階)
定　員　40社　※先着順です。
申込期間　令和８年11月中旬～令和９年２月中旬頃(予定)　※定員に達し次第終了

▲ホームページ

【各申込方法】いずれもホームページ上に申込フォームを作成予定。申込期間になりましたら右のホームページをご覧ください。なお、いずれか一方のみのご参加も可能です。
【申込み・問合せ】川崎市就業支援室「キャリアサポートかわさき」
電話　044-812-1005　事業サイト　https://cs-kawasaki.com/
※本事業は、川崎市からパーソルビジネスプロセスデザイン(株)が委託を受けて実施いたします。
【所管】川崎市 経済労働局 労働・人材支援部　電話　044-200-2276　メール　28roudou@city.kawasaki.jp

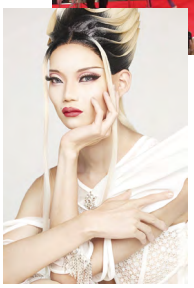
かわさき人権フェア 2026



昨年度の様子

個性豊かなゲストによるトークショー、景品が貰えるスタンプラリー、ゲーム・体験会などを行います。大人から子どもまで人権について気軽に楽しく学べます。

日　時　令和８年11月23日(月・祝) 11時～17時
会　場　川崎アゼリア サンライト広場・南広場(JR川崎駅から徒歩１分)
入場料　無料　☆自由参加
内　容　■ステージプログラム
アーティストによるライブ及びトークショー、
全国中学生人権作文コンテスト川崎地区入賞作品の表彰式・朗読
■各種ゲーム・体験会
■展示　市内小・中学生人権ポスター、人権啓発パネル他
■クイズスタンプラリー(プレゼントあり)



ドラァグクイーン
セレスティア・グロウンさん
(トークショー登壇予定)

主　催　川崎市
共　催　川崎人権啓発活動地域ネットワーク協議会(横浜地方法務局川崎支局／川崎人権擁護委員協議会／川崎市)

【問合せ】川崎市 市民文化局 人権・男女共同参画室　　電話　044-200-0098　FAX　044-200-3914



～ 11月は消費者支援強調月間です！ ～
川崎市消費者支援強調月間特別講演
「なぜ人は騙されるのか?消費者被害の心理トリック」

参加無料
定員100名

川崎市では、「川崎市消費者の利益の擁護及び増進に関する条例」を施行した11月を消費者支援強調月間とし、講演会等の啓発事業を実施しています。
今年度は、「消費者被害に遭わないための心理学」をテーマに講演会を開催します。ご自身やご家族を消費者被害から守りたい方、心理学や騙されないためのポイントに興味のある方は、ぜひご参加ください！

日　時　令和８年11月９日(月) 14時30分～16時10分(14時15分頃受付開始)
会　場　川崎市総合自治会館ホール(中原区小杉町３-600　コスギサードアヴェニュー ４階)
講　師　中央大学 文学部 心理学専攻 教授　有賀 敦紀 氏
対象者　川崎市内在住・在勤・在学の方　100名(事前申込制・先着順)
申込方法　電話または申込フォームから申込み
申込期間　11月６日(金)まで　※定員に達し次第受付終了

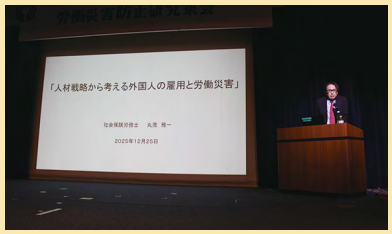
▲市ホームページ

【問合せ】川崎市 消費者行政センター 啓発係　電話　044-200-3864　8時30分～17時15分 (土日、祝日は除く)

令和８年度川崎市労働災害防止研究集会を開催します

川崎市では市内の事業所から労働災害をなくすことを目指し、毎年労働災害防止研究集会を開催しています。専門家による講演のほか、他社の労災防止・安全衛生についての取組を知ることのできる貴重な機会です。関係団体の皆さまにご協力いただき、今年で第62回を迎えます。

日　時　令和８年12月23日（水）　15時～17時
会　場　川崎市産業振興会館　１階ホール（川崎市幸区堀川町66-20）
内　容　１．開会あいさつ　２．講演会　３．労働災害防止啓発事例発表　４．表彰式
主　催　川崎市






昨年度の様子

【問合せ】川崎市 経済労働局 労働・人材支援部　電話　044-200-2271　FAX　044-200-3598

献血にご協力いただける団体・企業を募集しています

～ CSR活動の一環として、献血バスまたは献血ルームでの献血にご協力ください～

献血バスによる協力

約50～60人のご協力をいただける場合、ぜひ献血バスでのご協力をお願いします。

※１会場25～35人のご協力が見込める場合は、複数の企業団体や近隣の方にお声がけすることで実施が可能となる場合もあります。
随時ご相談を受け付けていますので、下の問合せ先にご連絡ください。



献血ルームでのご協力

献血バスの対応が難しい場合、ぜひ献血ルームにてご協力ください。川崎市内には２か所の献血ルームがあります。献血バスでのご協力と同様に、献血ルームでご協力いただいた場合でも団体、企業の実績となり表彰制度の対象になります。ご協力いただく期間も1日～1週間や1か月単位など柔軟に対応が可能です。

＜川崎市内献血ルーム＞
かわさきルフロン献血ルーム（川崎駅東口徒歩5分）、みぞのくち献血ルーム（武蔵溝ノ口駅徒歩2分）


かわさきルフロン献血ルーム

【問合せ】神奈川県赤十字血液センター献血推進課　　電話　045-834-4619
【所　管】川崎市 健康福祉局 保健医療政策部 医事・薬事課

神奈川県
赤十字血液センターホームページ▶

新型コロナウイルス感染症の罹患後症状でお困りの方へ

新型コロナウイルス感染症の罹患後症状（いわゆる後遺症）とは、新型コロナウイルスに罹患した人に見られ、少なくとも２か月以上持続し、他の疾患による症状として説明がつかないもので、通常は発症から３か月経った時点にもみられます。人事労務のご担当者や上司の方は新型コロナウイルス感染症の罹患後症状のことを正しく理解して、罹患後症状に悩む方の治療と仕事の両立支援（療養からの職場復帰支援も含まれます）に取り組みましょう。

◆職場の方にお願いしたいこと◆

- 復職には、罹患後症状に対する周囲の理解と配慮、環境整備等が重要です。
- 体調が悪化する前の休憩が必要です。休憩時間、休憩場所の確保にご協力ください。
- 本人や医師と相談し、どのような業務ならできるか、どれくらいの時間であれば業務ができるか、などを確認の上で、業務の調整を検討しましょう。

業務内容の調整の例

- **疲れやすい・だるい**
 テレワークや時短勤務などの活用／十分な休憩／屋外作業をデスクワークに変更
- **息苦しい**
 重い物を運ぶなどの重労働を避ける／どのくらいの労働まで可能か、医師と相談する
- **集中力の低下・ブレインフォグ**
 複雑な作業や複数の作業を同時に行うことを避け、単純な作業の割合を増やす／安全な運転が難しい場合は、車の運転を控える

▲「新型コロナウイルス感染症の罹患後症状（いわゆる後遺症）に悩む方の治療と仕事の両立に向けたご案内」

▲神奈川県ホームページ 新型コロナウイルス感染症の罹患後症状（いわゆる後遺症）について

労働相談トピックス

街頭労働相談

賃金未払い、労働条件、退職や解雇、パートや派遣労働のトラブル、職場のいじめ・パワハラ等に関するさまざまな労働問題等について、秘密厳守・無料で職員がご相談に応じます。また、労働関係資料の配布も行いますので、お気軽にお立ち寄りください。

予約不要 無料

日　時　令和８年11月13日（金）
10時～17時
会　場　新百合ヶ丘エルミロード

労働相談強化月間　～弁護士による特別労働相談会のお知らせ～

神奈川県では、12月を「職場のハラスメント相談強化月間」とし、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、カスタマーハラスメント等への解決促進に向け、弁護士による特別労働相談会を開催します。

要予約 無料

日　時　令和８年12月10日（木）
13時30分～16時30分（１人40分以内）
会　場　かながわ労働センター川崎支所
（JR武蔵溝ノ口駅、東急溝の口駅から徒歩5分）
予約申込　電話にてご予約ください。



【問合せ】神奈川県かながわ労働センター川崎支所
〒213-0001　川崎市高津区溝口1-6-12 リンクス溝の口１階
（JR武蔵溝ノ口駅、東急溝の口駅から徒歩５分）
電話　044-833-3141　FAX　044-833-0180

▲かながわ労働センター川崎支所ホームページ

フリーランスとして業務を行う方・フリーランスの方に業務を委託する事業者の方等へ

近年、働き方の多様化が進み、フリーランスという働き方が社会に普及してきた一方で、フリーランスの方が取引先との関係で、報酬の不払やハラスメントなど、様々な問題やトラブルを経験していることが明らかになっています。

令和６年11月1日、フリーランスの方が安心して働ける環境を整備するために、「**フリーランス・事業者間取引適正化等法**」が施行されました。この法律は、**フリーランスの方と企業などの発注事業者の間の取引の適正化とフリーランスの方の就業環境の整備**を図ることを目的としています。

労働者性の確認

フリーランスとして働く方の中には、実態として労働基準法上の「労働者」に該当する働き方をしているにもかかわらず、名目上は自営業者として扱われ、労働基準法等に基づく保護が受けられていないといった問題が指摘されています。厚生労働省は、ご自身の働き方が労働者に該当するかどうかをご自身で判断できる、「**働き方の自己診断チェックリスト（フリーランス向け）**」を作成しています。ぜひご活用下さい。

フリーランス・トラブル110番

フリーランス・個人事業主の方が、契約上・仕事上のトラブルについて弁護士に無料で相談できる相談窓口「**フリーランス・トラブル110番**」を令和２年11月より設置しています。相談から解決まで、弁護士がワンストップでサポートします。匿名でもOKですので、お気軽にご相談ください。

その他相談窓口

【就業環境の整備に関する相談窓口】
・神奈川労働局 雇用環境・均等部指導課 ▶ 電話　045-211-7380

【労働者性に疑義のあるフリーランスの方の労働基準法違反等に関する相談窓口】
・神奈川労働局 労働基準部監督課 ▶ 電話　045-211-7351
・川崎南労働基準監督署 ▶ 電話　044-244-1271
・川崎北労働基準監督署 ▶ 電話　044-382-3190



※フリーランスに関する詳しい内容は、厚生労働省ホームページ（右の二次元コード）をご覧ください。

11月は「労働保険未手続事業一掃強化期間」です

「**労働保険**」とは、仕事中や通勤中の負傷・疾病から守る「**労災保険**（労働者災害補償保険）」と、労働者の休業や失業生活から守る「**雇用保険**」の総称で、常勤、パート、アルバイトなどの名称や雇用形態にかかわらず、**労働者を1人でも雇っている事業場は加入が義務付けられています。**成立手続は、所轄の労働基準監督署又は公共職業安定所（ハローワーク）で行っています。

厚生労働省では、11月を「**労働保険未手続事業一掃強化期間**」と定めて、労働保険制度の一層の理解、周知を目的とした広報活動を行い、未手続事業が多いと思われる業種別の一掃対策を強化する等の活動を行います。



成立手続きを怠っていると・・・

1 遡って保険料を徴収するほか、追徴金も徴収します。
2 労働災害が生じた場合、労災保険給付額の全部または一部を徴収します。
3 事業主の方のための助成金が受けられません。

詳しくは、厚生労働省ホームページ（右の二次元コード）をご覧ください。

県立東部総合職業技術校（かなテクカレッジ東部）令和９年４月生（Ⅰ期）募集のお知らせ

かなテクカレッジ東部は、工業技術、社会サービス、建築技術の各分野の訓練を幅広く実施する大規模・総合型の職業技術校で、11月20日（金）から４月生（Ⅰ期）募集を実施します。

また、オープンキャンパスや体験入校も開催します。詳しくは、同校または各ハローワークなどで配布している募集案内、もしくはホームページ(https://www.pref.kanagawa.jp/docs/xa4/kanatech/index.html)をご覧ください。

４月生（Ⅰ期）募集



募集期間：11月20日（金）～12月１日（火）
入校選考：12月12日（土）、**合格発表**：12月22日（火）
入 校 日：令和９年４月６日（火）



（普通課程）

訓練期間	入校時期（定員）4月	訓練費用
主に若年者（原則として34歳以下の方）		
ＩｏＴソリューション　2年	30名	有料
ＣＡＲエンジニア２級　2年	20名	有料
ＣＡＤ/ＣＡＭものづくり　1年	20名	有料
電気　1年	20名	有料
３次元ＣＡＤ＆モデリング　1年	20名	有料
建築設計　1年	20名	有料
ＧＲＥＥＮ×ガーデナー　1年	15名	有料

（短期課程）

訓練期間	入校時期（定員）4月	7月	10月	1月	訓練費用
概ね55歳未満の方					
チャレンジプロダクト　1年	15名		15名		無料
主に離転職者					
ＣＡＲエンジニア３級　1年			20名		無料
機械　6か月	10名	10名	10名	10名	無料
機械ＣＡＤ　6か月	20名	6名	20名	6名	無料
溶接・板金　6か月	7名	10名	7名	10名	無料
電気設備　6か月		7名		7名	無料
ＧＲＥＥＮ×メンテナー　6か月	15名		15名		無料
壁装・床施工　6か月		20名		20名	無料
ビル設備管理　6か月		30名		30名	無料
給食調理　6か月	30名		30名		無料
ケアワーカー　6か月		30名		30名	無料

技術校生の求人受付のお知らせ

技術校生の求人のお申込みは、随時受け付けています。同校の「求人開拓推進員」にご連絡ください。
電話　045-504-2810（募集・求人関係）

【問合せ】神奈川県立東部総合職業技術校　〒230-0034　横浜市鶴見区寛政町28-2　電話　045-504-3101

11月は「しわ寄せ」防止キャンペーン月間です

大企業・委託事業者による長時間労働の削減等の取組が、取引先中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない**短納期発注、急な仕様変更**などの**「しわ寄せ」**を生じさせている場合があります。厚生労働省では、中小企業庁及び公正取引委員会と連携し、中小企業が働き方改革を進められるよう、11月を「しわ寄せ」防止キャンペーン月間とし、取引先中小事業者への「しわ寄せ」防止のための環境整備に努めていきます。

他の事業主との取引を行うにあたって、次のような取組が行われるよう、社内に周知・徹底を図りましょう。

① 週末発注・週初納入、終業後発注・翌朝納入等の短納期発注を抑制し、納期の適正化を図ること。
② 発注内容の頻繁な変更を抑制すること。
③ 発注の平準化、発注内容の明確化その他の発注方法の改善を図ること。



委託事業者と受託事業者の望ましい取引関係

①委託事業者も受託事業者も共に「働き方改革」に取り組みましょう!
- やむを得ず短納期発注や急な仕様変更などを行う場合には、残業代等の適正なコストは委託事業者が負担すること。
- 委託事業者は、受託事業者の「働き方改革」を阻害する不利益となるような取引や要請は行わないこと。

②発注内容は明確にしましょう!
- 委託事業者は、継続的な取引を行う受託事業者に対して、安定的な生産が行えるよう長期発注計画を提示し、発注の安定化に努めること。
- 発注内容を変更するときは、不当なやり直しが生じないよう十分に配慮すること。

③原材料費・エネルギーコストの適切な増加分の全額転嫁を目標としましょう!
- 労務費、原材料費、エネルギー価格等のコストが増加した場合には、委託事業者は、予め定めた価格改定タイミングはもちろんのこと、その期中においても、価格変更を柔軟に行うものとする。特に原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指すものとすること。

※詳しくは厚生労働省「しわ寄せ」防止特設サイト（右の二次元コード）をご確認下さい。

取引かけこみ寺

「取引かけこみ寺」は、取引の適正化を推進することを目的として国（経済産業省中小企業庁）が全国48か所に設置したものです。中小企業の取引上の悩み相談を相談員や弁護士が無料で受け付けます。
電話　0120-418-618　受付時間　9時～12時 ／ 13時～17時（土日・祝日・年末年始を除く）

しごとより、いのち。
～11月は「過労死等防止啓発月間」です～

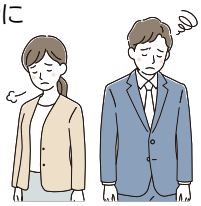
過労死とは、業務における過重な負荷による脳・心臓疾患や、業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする死亡やこれらの疾患のことです。厚生労働省では、過労死等を防止することの重要性について国民の自覚を促し、関心と理解を深めるため、毎年11月を**「過労死等防止啓発月間」**として、さまざまな取組を行っています。国民一人ひとりが、過労死とその防止に対する理解を深めて「過労死ゼロ」の社会を実現しましょう。

過労死等防止のための取組

◎長時間労働の削減　◎働き方の見直し　◎職場のハラスメントの予防・解決
◎過重労働による健康障害の防止　◎職場におけるメンタルヘルス対策の推進　◎相談体制の整備等

事業主の取組【一部抜粋】

Q 長時間労働の削減に向けて、事業主が取り組むべきことは?
A 労働者の労働時間を正確に把握しましょう。時間外・休日労働協定（36協定）の内容を労働者に周知し、週労働時間が60時間以上の労働者をなくすよう努めましょう。



Q 働き方はどのように見直せばよいですか?
A 事業主はワーク・ライフ・バランスのとれた働き方ができる職場環境づくりを推進しましょう。使用者と労働者で話し合って計画的な年次有給休暇の取得などに取り組みましょう。

Q 職場のハラスメントの防止に向けて取り組むべきことは?
A 事業主は、予防から再発防止に至るまでの一連の防止対策に取り組み、職場のハラスメントを防止する必要があります。労働者とその周囲の方は、ハラスメントに気づいたら相談窓口へ連絡しましょう。

※労働条件等に関するご相談は、お近くの都道府県労働局労働基準部監督課、労働基準監督署、総合労働相談コーナーにご相談ください。（開庁時間 平日8時30分～17時15分）
また、労働条件をめぐる悩みや不安・疑問について、専門知識を持つ相談員が、無料で電話相談に応じる「労働条件相談ほっとライン」＜厚生労働省委託事業＞（電話　0120－811－610）等もございます。
詳しくは、厚生労働省特設サイト「しごとより、いのち」（右の二次元コード）からご確認ください。

令和８年11月

Ⅰ－１　労働市場（神奈川県、川崎市）

＊ ８月の神奈川県内の有効求人倍率は、0.83倍で前年同月に比べ0.01ポイント上回りました。
＊ ８月の川崎市内の有効求人倍率は、0.78倍で前年同月に比べ0.07ポイント上回りました。

項目／年月	有効求人数（a）				有効求職者数（b）				有効求人倍率（a/b）			
	川崎	川崎北	川崎計	県	川崎	川崎北	川崎計	県	川崎	川崎北	川崎計	県
令和５年度平均	9,390	7,273	16,664	98,257	7,764	12,269	20,033	107,997	1.21	0.59	0.83	0.91
令和６年度平均	9,413	6,940	16,353	99,573	8,261	12,446	20,708	109,369	1.14	0.56	0.79	0.91
令和７年度平均	9,480	6,509	15,989	95,534	8,430	12,983	21,412	113,081	1.13	0.50	0.75	0.85
令和８年　３月	8,965	6,309	15,274	96,718	8,080	12,729	20,809	111,155	1.11	0.50	0.73	0.83
４月	9,612	6,456	16,068	94,045	8,721	13,839	22,560	119,508	1.10	0.47	0.71	0.83
５月	9,712	6,656	16,368	93,142	8,852	14,170	23,022	121,497	1.10	0.47	0.71	0.83
６月	9,648	7,234	16,882	94,924	8,868	14,324	23,192	122,177	1.09	0.51	0.73	0.84
７月	9,327	8,448	17,775	96,736	8,662	14,096	22,758	119,502	1.08	0.60	0.78	0.84
８月	9,495	7,766	17,261	95,944	8,412	13,858	22,270	117,257	1.13	0.56	0.78	0.83
資料出所	川崎・川崎北公共職業安定所「統計月報」、神奈川労働局職業安定部「労働市場月報」											

（注１）労働市場は新規学卒者を除き、パートタイマーを含んだ数値で、県有効求人倍率の月別、及び年度平均は季節調整値である。
（注２）神奈川県内の数値について、毎年、新季節指数を適用し、前年度数値の一部を改定する。
（注３）川崎（川崎公共職業安定所（川崎南部））の数値には、川崎区・幸区のほかに、横浜市鶴見区を含む。
（注４）川崎市内の数値について、令和6年4月実績から、ハローワークに来所せずオンライン上で求職登録した求職者数や、求職者がハロー ワークインターネットサービスの求人に直接応募した就職件数を含む。

Ⅰ－２　労働市場（全国）

＊ ８月の完全失業者数は180万人、完全失業率は2.5%となりました。一方、有効求人倍率は1.18倍で、前年同月に比べ0.02ポイント下回りました。

項目／年月	完全失業者（全国）		完全失業率(%)	有効求人倍率
	万人	前年比	全国	全国
令和５年平均	178	-0.6	2.6	1.31
令和６年平均	176	-1.1	2.5	1.25
令和７年平均	176	-0.3	2.5	1.22
令和８年　３月	194	7.8	2.7	1.18
４月	193	2.7	2.5	1.18
５月	185	1.1	2.5	1.17
６月	178	1.1	2.5	1.18
７月	169	0.0	2.4	1.18
８月	180	-1.1	2.5	1.18
資料出所	総務省統計局「労働力調査」　厚生労働省「一般職業紹介状況」			

（注）全国の完全失業率、有効求人倍率の月別、及び年平均は季節調整値
ただし、完全失業者数は月別、年平均ともに原数値

Ⅱ　業種別労働災害発生状況

＊ 令和８年８月の労働災害発生状況は、前年比13件増の631件となりました。

区分／業種	当年累計	前年同期累計	前年同期対比	
			件数	前年比(%)
製造業	57 (1)	62 (0)	-5	-8.1
建設業	63 (3)	56 (2)	7	12.5
運輸業	136 (1)	140 (1)	-4	-2.9
第三次産業	366 (2)	348 (3)	18	5.2
鉱業､農林業 畜産･水産業	9 (0)	12 (1)	-3	-25.0
総　計	631 (7)	618 (7)	13	2.1
資料出所	神奈川労働局（川崎南・川崎北労働基準監督署）			

（注１）休業４日以上の死傷者数、（　）内は死亡者数で内数
死傷者数は労働者私傷病報告、死亡者数は死亡災害速報から集計。
（注２）当該発生状況は、令和７年１月１日から労働者死傷病報告の電子申請化に伴い、従来の統計締日を一部変更
（注３）第三次産業は、「小売業・社会福祉施設・飲食店・清掃と畜業・その他」の合計

Ⅲ　関連指標（全国、神奈川県、川崎市）

＊ ８月の川崎市消費者物価指数は、102.2となり、前年同月に比べ1.8ポイント上回りました。　　P：速報値

項目／年月	常用労働者賃金（円）		総実労働時間数(時間)		所定外労働時間(時間)		消費者物価指数				鉱工業生産指数		倒産状況		
	県	全国	県	全国	県	全国	川崎市	前年比	全国	前年比	県	全国	川崎市	県	全国
令和５年平均	386,313	386,640	137.8	143.8	12.4	12.1	104.5	3.0	105.6	3.3	111.8	104.0	6	43	724
令和６年平均	408,564	397,437	138.6	142.9	12.5	11.7	107.2	2.6	108.5	2.9	110.4	100.8	7	45	834
令和７年平均	425,218	407,680	136.7	141.1	12.0	11.5	110.3	2.8	111.9	3.2	110.8	102.1	7	47	858
令和８年　３月	364,564	359,724	136.8	140.1	12.1	12.0	110.8	1.2	112.7	1.5	104.6	102.0	8	59	924
４月	366,471	352,253	143.9	146.8	13.2	12.2	111.4	1.4	113.0	1.4	119.3	102.5	13	46	883
５月	366,712	349,533	132.6	135.2	12.3	11.1	111.9	1.8	113.5	1.5	104.9	102.6	10	43	780
６月	676,266	651,179	143.2	145.4	12.7	11.5	111.8	1.4	113.6	1.7	119.3	104.6	8	46	1,021
７月	587,152	500,926	143.3	149.1	11.5	11.8	102.0	1.8	102.0	1.9	P127.7	104.4	10	48	1,028
８月		P344,966		P136.0		P10.9	102.2	1.8	102.2	1.9		P102.6	8	40	830
資料出所	県：統計センター「毎月勤労統計地方調査」 全国：厚生労働省「毎月勤労統計調査」						全国・市：総務省統計局「消費者物価指数」				県：統計センター「工業生産指数月報」 全国：経済産業省「鉱工業生産動向」		市、県：金融課「神奈川県内企業倒産整理状況」 全国：東京商工リサーチ「企業倒産状況」		

（注１）鉱工業生産指数は令和２年を100とする。月別は季節調整値で、年平均は原指数である。また、県数値は製造工業の数値である。
（注２）消費者物価指数は令和７年を100とする。国による2025年（令和７年）基準に基づく指数の公表後、新基準に基づく数値を遡及して公表（令和8年9月頃）
（注３）倒産状況は負債総額1,000万円以上の件数で、年平均は合計件数とする。

【主要労働経済指標の数値について】　過去の数値については、新季節調整値による有効求人倍率の遡及変更など、後に変更や訂正が入ることがありますので、資料出所のホームページ等をご確認くださるようお願いいたします。

令和８年10月１日から、男女雇用機会均等法の改正により、事業主には、求職者等に対するセクシュアルハラスメントを防止するための措置が義務付けられました。今回は、採用面接やインターンシップなどの場面で、どのような行為が問題となり、事業主には何が求められるのかポイントを３つ取り上げます。



求職者等に対するセクシュアルハラスメントとは、どのようなものですか？



事業主が雇用する労働者による性的な言動によって、求職者等の求職活動等が妨げられることをいいます。「求職者等」には、求人への応募者のほか、就職説明会やインターンシップ、教育実習・看護実習の参加者、企業の労働者を訪問する学生なども含まれます。SNSなどを通じたやり取りも対象になります。

例えば、面接官が性的な事実について質問したため、応募者が苦痛を感じて就職活動への意欲を失う、インターンシップ中に労働者が性的な冗談やからかいを意図的かつ継続的に行い、参加者が活動に集中できなくなる、労働者が参加者を執拗に私的な食事に誘い、参加者の意欲が低下するといった場合です。個々の言動と求職活動等への影響を踏まえて判断します。



事業主には、どのような影響がありますか？



被害を受けた人の心身に影響を及ぼし、求職活動を続ける意欲を損なうおそれがあります。事業主にとっても、対応を怠れば社会的信用の低下や応募者の減少につながりかねません。採用に関わる労働者を含め、組織全体で防止に取り組むことが大切です。



事業主は、どのような防止措置を講じる必要がありますか？



① 禁止方針と行為者への対処方針を明確にし、労働者に周知する。面談の時間・場所・実施体制や使用するSNSなどのルールを定め、労働者と求職者等に知らせる。
② 求職者等が利用できる相談窓口を設け、利用方法を周知し、担当者が適切に対応できるようにする。
③ 相談を受けたら事実関係を迅速かつ正確に確認する。事実が確認された場合は被害者への配慮、行為者への対応、再発防止を行う。
④ 相談者等のプライバシーを守る。調査に協力した労働者が不利益な取扱いを受けないことも周知する。

面接担当者や実習指導者への研修を行い、定めたルールと相談窓口が実際に機能するか確認しましょう。

【参考】厚生労働省「求職活動等をする方を守るために―求職者等に対するセクシュアルハラスメント対策の新ルール」 https://www.mhlw.go.jp/web_magazine/series/20260901.html

川崎市では労働相談を実施しています。詳しくは川崎市労働相談案内ページをご確認ください。▶▶

編集部が取材！ 今月の表紙は

表紙：現場の進捗確認を行う建築施工管理者、藤田さん





真剣な眼差しで進捗確認を行う藤田さん。この日の現場は市内小学校の改修現場（上段）、露木建設が携わったRC構造の瀟洒な建築物の数々（下段）。

今月の表紙は、川崎市宮前区に本社を構える「露木建設」。鉄筋コンクリート造による建築を得意とする、総合建設会社（ゼネコン）です。

川崎・横浜・東京城南エリアを中心に、個人向けの高級注文住宅から賃貸マンション、福祉施設、公共建築物などを手掛け、公共工事で培われた技術力、民間工事には欠かせない企画提案力で「羨望のまなざしで見つめられる建物づくり」を志しています。

地元川崎の社会インフラ整備を担う会社として創業した同社。78年経った現在では、事業を建築工事に集約し独創性の高い建築を追求。その特徴は、上質で洗練された鉄筋コンクリート（RC）づくりの建物「PRESTIRC（プレスターク）」※シリーズ。コンクリートへのこだわりとして、水セメント比50％以下のコンクリートを打設することを徹底（コンクリートの強度と耐久性を決める指標で、通常の65～60％より緻密で強くなる）。ゴルフ場クラブハウスや、目黒や世田谷の瀟洒な高級住宅、機能性・安全性・デザイン性に優れた低層マンションなど、価値ある建物づくりを進めています。川崎市内では、多摩区生田緑地内にある「かわさき宙と緑の科学館」や「かわさき新産業創造センター「NANOBIC」研究施設」、「中央支援学校大戸分教室校舎の増築等」など、その他改修工事も含めて多数の実績があります。

同社は令和３年に「川崎市働き方改革・生産性向上推進事業者」として認定。積算システムの導入やクラウド活用による工数削減と顧客へのスムーズな提案、社用スマホ・社内SNSを利用した円滑なコミュニケーションが評価され、令和４年２月に表彰されました。

※PRESTIGE（威信・声望）とREINFORCED CONCRETE（鉄筋コンクリート）の頭文字を組み合わせた造語。羨望のまなざしを受ける、上質で洗練された鉄筋コンクリート造の建物という意味。

露木建設株式会社
住所：〒216-0043
神奈川県川崎市宮前区野川台一丁目22番3号
電話：044-766-6561

来場者募集中

第19回 川崎国際環境技術展

The 19th Kawasaki International Eco-Tech Fair

加速するサーキュラービジネス。共創のギアが、未来を動かす。



川崎市では、優れた環境技術や先進的な取組等を川崎から国内外に広く情報発信するとともに、販路の開拓や拡大につながるビジネスマッチングの創出を目的に、「川崎国際環境技術展」を毎年開催しております。

第19回は、「加速するサーキュラービジネス。共創のギアが、未来を動かす。」をキャッチコピーとして様々な企画を実施します。また、今回新たに、企業同士のビジネスマッチングに加え、企業と自治体との連携機会の創出を目的に、川崎市や他都市の先進的な環境施策の知見をピッチやパネル展示等を通じて紹介する自治体連携企画を実施します。その他、来場前からご利用いただけるマッチングシステムや会期中ご利用いただけるマッチングブース等、参加者の皆さまのビジネスマッチング機会拡大につながるツールをご用意しております。

開催期間　令和８年11月11日(水)・12日(木)　10時～17時

●入場　無料
入場にはホームページからの事前登録が必要です。

●場所
カルッツかわさき
（川崎市川崎区富士見1-1-4）

●出展カテゴリー
130を超える企業等が出展
- 資源リサイクル・サーキュラーエコノミー
- エコソリューション/ SDGs
- エネルギー(再エネ・水素等)
- 省エネ・エネルギーマネージメント
- ものづくり・AI・IoT
- 支援機関・公的機関等

こちらの二次元コードから来場登録いただけます



昨年度の出展会場の様子

キーノートセッション

先端テクノロジーが拓く サーキュラーエコノミーの未来
～共創による新たな価値創出～

11月11日(水)
10時30分～11時50分
会場 メインステージ

IBM



日本アイ・ビー・エム株式会社
代表取締役社長
村田　将輝

×



合同会社デロイト トーマツ グループ
エグゼクティブメンバー
松江　英夫

×

FUJITSU



富士通株式会社
執行役員常務 CSO
西　恵一郎

特別セッション

地域企業が紡ぐ共創ストーリー

11月12日(木)
10時30分～12時
会場 メインステージ



アーティクル株式会社
代表取締役
加藤　佑

各社事例発表

case 1
CHITOSE × SHISEIDO
株式会社ちとせ研究所　株式会社資生堂

case 2
ZENK × ROX × 真鶴町
株式会社ゼンク　株式会社 ROX　真鶴町

特別企画「CYCLE」

ホスト企業×学生×共創パートナー 新規事業創出プログラム

11月12日(木)　第1部：13時15分～14時50分　第2部：14時50分～　会場 大会議室❶・❷

ホスト企業一覧
- loft 株式会社ロフト
- space 株式会社スペース
- メビウスパッケージング メビウスパッケージング株式会社

第１部(学生による共創アイデアの発表)の一般聴講者募集中　詳しくはこちら
発表後にホスト企業との名刺交換時間も設ける予定です。
※事前予約制。席に余裕がある場合は当日受付あり。詳細はHPにて。

自治体連携企画 NEW
ピッチ参加自治体：横浜市、相模原市、小田原市、那須塩原市、宇都宮市、埼玉県

パネル展示参加団体：川崎市、横浜市、相模原市、藤沢市、小田原市、那須塩原市、埼玉県、蒲郡市、亀岡市、株式会社さがみはら産業創造センター、一般財団法人箱根町観光協会(箱根DMO)、北九州GX推進コンソーシアム

このほかにも多様な企画を開催予定。詳しくは公式webサイトへ。

※プログラムは変更となる場合がございます。変更となった場合には公式ホームページでお知らせします。

来場登録はHPから！ 川崎国際環境技術展 検索

ホームページ https://www.kawasaki-eco-tech.jp/

【問合せ】第19回川崎国際環境技術展運営 事務局
（株式会社コングレ）
電 話：03-3510-3734
メール：ecotech19@congre.co.jp

X　facebook　Instagram

かわさき労働情報
Kawasaki Labor Information

第 2191 号　令和 8 年 11 月 1 日発行
編集・発行　川崎市経済労働局労働・人材支援部
〒 210-8577　川崎市川崎区宮本町 1 番地
電話　044-200-3653　FAX　044-200-3598
メール　28roudou@city.kawasaki.jp

労働情報の内容について、お気づきの点がある場合は、上記担当までご連絡いただきますよう、お願い申し上げます。